

法定研修等(4研修)の概要

項目	介護福祉士ファーストステップ研修	ユニットリーダー研修	認知症介護実践研修 ※「実践者研修」と「実践リーダー研修」は、ステップアップ式の研修体系である	
			実践者研修	実践リーダー研修
受講対象者	原則として介護福祉士資格取得後2年程度の実務経験をもつ者を対象とする。 ※介護福祉士会内では、「介護福祉士資格取得後2・3年の実務経験を持ち、介護福祉士基本研修（旧日本介護福祉士会 初任者研修） または介護福祉士初任者研修を修了している者」とすることを基本としている	・ユニットケア施設に勤務している職員または勤務する予定の職員であって、各ユニットにおいて指導的役割を担う者（ユニットケア施設及びユニットケアに関する基礎的知識を有する者が望ましい） ・都道府県等の長が受講するに相応しい者と認め、当センターの会長へ推薦された者の中から、当センターによって、選考された者	原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であり、概ね実務経験2年程度の者	介護保険施設、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者
法定要件	特になし	【ユニットケア施設】 ・ユニットリーダー研修修了者が2名以上（2ユニット以下の場合には1名以上）配置されるように配慮する（原則）	●認知症加算 【認知症対応型通所介護事業所】 ・管理者となるうえでの要件 【認知症対応型共同生活介護事業所】 ・計画作成担当者、管理者となるうえでの要件 【小規模多機能型居宅介護事業所】 ・計画作成担当者、管理者となるうえでの要件 【看護小規模多機能型居宅介護事業所】 ・計画作成担当者、管理者となるうえでの要件	●認知症専門ケア加算（Ⅰ）、認知症加算 【認知症対応型通所介護事業所】 ・短期利用認知症対応型共同生活介護を行う場合には、認知症介護実践リーダー研修の修了が義務付けられている。
研修のねらい・目的	1）基礎的な業務に習熟した介護職員を対象として、的確な判断、対人理解に基づき、尊厳を支えるケアが実践でき、小規模チームのリーダーや初任者等の指導係として任用することを期待できるレベルの視点や技術を有する職員を養成する。 2）小規模チームのリーダーや初任者等の指導係等への役割任用の有無にかかわらず、できるだけ多くの介護職員が受講し、資格取得ルートの違い、業種や各職場でのケア理念・実務環境の違いによる経験・能力の違いを補完し、ケアの理念、職業倫理、たゆみなく自己研鑽に向かう行動などの共通の能力基盤を確立するとともに、キャリアについての展望をもつことで早期の離職を防ぐ。	ユニットケア施設の各ユニットにおいて指導的役割を担う職員に対し、ユニットリーダー研修を実施することにより、ユニットケア施設の職員が入居者又は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居又は利用前の居宅における生活と入居又は利用後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者又は利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することができるよう、ユニットケアについて理解し、ユニットケアの質の管理及びチームリーダーとしてのユニットの運営に関する知識と技能を習得・向上することを目的とする	認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるよう認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、地域の認知症ケアの質向上に関与することができるようになることをねらいとする。	事業所全体で認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるチームケアを実施できる体制を構築するための知識・技術を修得すること及び地域の認知症施策の中で様々な役割を担うことができるようになることをねらいとする。
講習カリキュラム	合計200時間（研修時間のうち、100時間を自職場等課題、通信学習で実施することができる） ※都道府県介護福祉士会が実施する場合は、原則として、日本介護福祉士会 独カリキュラムにより、「コミュニケーション技術の応用的な展開②」（16時間）および「総合学習」（16時間）を追加科目とし合計232時間が最低時間となる。	講義16時間 +60分（講義・演習） +2週間～4週間（施設における実践） +1日（プレゼンテーション+質疑応答） +実地研修（3日以上）	講義・演習24時間+実習の課題設定4時間、 職場実習4週間、実習のまとめ3時間	講義・演習31時間+実習の課題設定4時間、 職場実習4週間、実習のまとめ7時間
受講者	<参考値> ※いずれも過去3カ年分の合計 ●都道府県A（62人分） 所属サービス：特養25.8%、病院21.0%、老健9.7%、デイサービス9.7% 受講時実務経験：平均値9.1年、中央値8年 ●都道府県B（24人分） 所属サービス：特養29.2%、病院20.8%、老健16.7%、GH8.3% 受講時実務経験：平均値8.25年、中央値5年	<日本ユニットケア推進センター> ※2020年実績 受講人数：1,706人 介護福祉士資格保持者：84.8% 所属サービス：特養76.9%、小規模特養9.4%、ショートステイ8.7%、老健5.0%、介護療養型医療施設 0.1% <全国個室ユニット型施設推進協議会> ※2020年実績 受講人数：575人 介護福祉士資格保持者：73.7% 所属サービス：特養 81.5%、ショートステイ 7.3%、老健42%、その他（ケアセンター、デイサービス、介護医療院、有料老人ホーム、GH） 3.9%	※受講者の属性に関する情報は、研修の実施主体である都道府県、市町村又は都道府県知事若しくは市町村長が指定する法人が取り扱っている。	※受講者の属性に関する情報は、研修の実施主体である都道府県、市町村又は都道府県知事若しくは市町村長が指定する法人が取り扱っている。
講師の要件	指定の研修カリキュラムを実施・指導するのに適当なものであること	1）①から③の全ての条件を満たす者 ① ユニットケア施設管理者研修又はユニットリーダー研修修了者であること ② 都道府県等又は研修受託団体が指定したユニットリーダー研修実地研修施設に勤務する者であること ③ 2. に定める内容の研修を修了した者であること（平成24年度までにユニットケア指導者養成研修を修了した者を含む。） 2）研修項目に関する有識者又は学識経験を有する者 3）1）の条件を満たす者と同等の知識と技能を有すると都道府県等が認める者	講師の要件に関する規定はない。 ※認知症介護指導者が研修の企画・立案、講義、演習、実習の講師として関与している。	講師の要件に関する規定はない。 ※認知症介護指導者が研修の企画・立案、講義、演習、実習の講師として関与している。
研修効果 ※ 研修修了者アンケート結果等より	①レポート等をまとめることによる自分の考え方の自覚化・確認、学習内容の定着化 ②話し合う体験によるコミュニケーション力の向上、他者の考え方の学び ③研修によって与えられる自信 ④尊厳、倫理、個別ケア、生活支援などを考えることによる利用者の立場・目線 ⑤これまでの自分のケアへの省察 ⑥思考枠組み、鍵概念・知識の獲得、分析・ツールを獲得することによる、チーム内の仕事の深み、面白さ、可能性の発見、働く意欲の維持 ⑦チームへの波及効果 ⑧研修を通じた仲間の獲得 ⑨学習の継続・学習課題への取組み	・自覚・知識・責任等を知ることができた。 ・「個別ケア」、一人ひとりの暮らしと意向を取り組めるようにしていくことの理解 ・施設での理念を再度確認することの重要性の理解 ・目標設定の重要性の理解 ・1つ1つのケアの根拠を見直すことの必要性 ・相談、調整、倫理的問題への対応、教育、研究、事例検討など様々なスキルが求められていることに気付いた ・全人的な理解の必要性を知った ・認知症に関する正しい知識を習得して適切なケアを提供する必要性の理解 等	【研修修了者にみられる変化】 ・利用者本人の意思を確認しながらサービスを行えるようになった ・業務の都合ではなく、利用者の尊厳を重視した関わりが行えるようになった ・利用者の権利侵害や虐待につながる可能性がある不適切な対応に気づき、防止または改善することができるようになった ・利用者の心理的安定や生活の質の向上を目指した生活の中での活動を提供したり、促したりすることができるようになった 等 【修了者がいることの利点】 ・全般的な認知症ケアの質向上 ・専門的知識・技術の習得・発揮 ・チームケアへの貢献 ・他職員のOJT等による指導や模範となる振る舞い ・アセスメント力、ケアの根拠づけの向上 ・本人主体のケアへの理解や実践の向上 等	【研修修了者にみられる変化】 ・利用者の尊厳を重視し、意思決定支援を行うことの重要性を理解し、チームメンバーに訴えかけることができるようになった ・認知症及び認知症ケアに関する専門的な知識を持ち、チームメンバーに説明できるようになった ・同職種・多職種間で連携や役割分担を行い、チームで取り組む体制をつくることできるようになった 等 【修了者がいることの利点】 ・他職員のOJT等による指導や模範となる振る舞い ・チームケアへの貢献（リーダーシップの発揮を含む） ・専門的知識・技術の習得・発揮 ・職員研修等への貢献 ・全般的な認知症ケアの質向上 等